

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例				
条 例 番 号	平成13年神奈川県条例第63号	法 規 集	第12編第1章		
所 管 室 課	県土整備局建築住宅部建築指導課				
条 例 の 概 要	都市計画法第34条第12号の規定に基づき市街化調整区域内における開発行為等の許可基準を定めた条例である。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	本条例は、市街化調整区域における開発行為等の許可基準として都市計画法の規定に基づき定めているもので、これまで適用実績もあり、今後必要不可欠である。			
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	本条例は、市街化を抑制する市街化調整区域であっても、市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為等に限定して許可対象としているもので、建築物の立地コントロールなどに機能しているが、近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するためには、災害ハザードエリアにおいて、さらに開発行為等の制限を行っていく必要がある。			
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	本条例は、市街化調整区域における開発行為等について開発審査会の議を経ずに定型的に処理し得る許可基準を定めたものであり、手続が合理化、迅速化され効率的である。			【条例許可件数】 令和元年度：127件 令和2年度：101件 令和3年度：98件 令和4年度：92件 令和5年度：90件
	基本方針 適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」の政策分野別の基本方向「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」の内容に即したものであり、市街化調整区域内における開発行為等の許可基準を定めることは、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	本条例は、都市計画法の規定に基づき必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等 本条例の適用について、災害ハザードエリアにおける開発行為等の制限の観点から改正等について検討する必要があるため。		